

令和7年度雇用就農緊急対策のうち  
女性の就農環境改善・活躍推進事業

女性参画・登用に向けた  
地域内ジェンダーギャップ解消事業  
地域取組主体 公募要領

令和8年6月

株式会社農協観光

令和7年度雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業  
女性参画・登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消事業  
取組主体 公募要領

制定 令和8年6月12日  
株式会社農協観光

## 第1 総則

令和7年度雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業のうち「女性参画・登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消事業」（以下「本事業」といいます。）は、株式会社農協観光（以下「農協観光」といいます。）が本事業の実施主体として、本事業に取り組む主体（以下「地域取組主体」といいます。）の公募を実施します。地域取組主体の公募の実施については、この要領に定めるところによります。

## 第2 事業の概要

我が国の基幹的農業従事者の約4割は女性であり、農業の重要な担い手であるものの、経営や地域の方針策定に参画する女性農業者の割合は未だ限定的となっているほか、固定的性別役割分担意識などにより、女性個人の意思や能力が反映されにくい場面も存在しています。ついては、地域における女性農業者を巡る課題や農業分野のジェンダーギャップの解消を図ることにより、地域の方針策定への女性登用を含む女性農業者の参画・活躍を推進するための取組を行う地域取組主体を選定し、支援するものです。

## 第3 応募団体の要件

本事業の地域取組主体として応募する者（以下「応募団体」といいます。）は、以下の要件をすべて満たす自治体又は農業関係団体とします。

- （1）農業分野におけるジェンダーギャップ解消又は女性活躍推進に関する取組を実施する意思を有し、かつ取組を的確に実施できる体制を有すること。
- （2）地域の農業者・農業関係団体等に対し広く周知・協力体制を構築できる能力を有すること。
- （3）過去3か年に、国庫補助事業において交付決定の取り消しが無いこと。

## 第4 事業の内容

事業実施主体及び地域取組主体は、目標に向け協力して基本的に以下の（1）から（5）の取組を一体的に実施するものとします。

### （1）事業基盤の整備

地域における農業分野の女性の参画・活躍、ジェンダーギャップ解消に向けて、農業者・農業関係団体・自治体等と連携した実施体制を構築する。

### （2）実態調査及び課題分析

女性農業者の就労実態や農業関係者の意識、農業経営や地域の方針策定への女性参画状況等、農業分野のジェンダーギャップに関する課題の多角的な実態調査（アンケート、ヒアリング等）を実施する。また、女性農業者、農業者・女性農業者家族・自治体・農業関係団体の指導的地位にある者等と連携し、女性参画・活躍に向けた課題を分析し、分析結果を取りまとめる。

### (3) 検討会の開催及びアクションプランの策定・公表

女性農業者・農業者・女性農業者家族・自治体・農業関係団体・農業組織の指導的地位にある者等、様々な主体と連携した話し合い・ワークショップ等を開催し、女性農業者の参画・活躍を推進するための具体的な方針、成果目標、取組内容を検討、アクションプランを作成する。

### (4) 事業の実施及び地域への還元

アクションプランに基づき、関係者とともに取組を実施する（（例）性別に基づく役割分担意識の解消に向けた取組、先進事例の視察、ルール・慣習の見直し、女性候補者の掘り起こし・推薦、女性農業者の表彰 等）。また、取組について広く地域に共有・還元する（（例）登用候補者のリスト化及び地域内農業組織への共有 等）。

### (5) 専門家の関与及び効果測定

ジェンダーや女性人材育成等の専門家（学識経験者、ジェンダー専門家、女性活躍推進コンサルタント等）から専門的な知見・助言を取組に取り入れる。

また、取組の効果や成果目標の達成状況を把握するための測定・調査を実施し、成果を関係自治体及び団体等に情報提供する。

## 第5 事業実施期間

地域取組主体における本事業の実施期間は、年度単位とし、原則として事業を開始した年度の3月第3週最終日までとします。

## 第6 応募申請書等の提出

### (1) 提出書類

応募団体は、以下の書類を提出してください。

様式番号	応募書類名	必須/任意	電子ファイル形式	備考
様式1	応募申請書	必須	Word形式	
—	地域の農業分野におけるジェンダーギャップの状況を示す資料（統計・調査結果等）	任意	PDF形式	参考資料として提出可

※ 応募申請書データのファイル名には、「応募申請書（応募団体名〇〇）」、参考資料データのファイル名には、「資料〇〇（応募団体名〇〇）」と付してください。

※ その他、必要に応じて、農協観光が資料の提出を求める場合があります。

### (2) 提出期間

令和8年6月15日(月) ～ 令和8年7月28日(火) (23:59必着)

### (3) 提出方法

- ① 応募申請書等の提出は、原則として電子ファイルを以下(ア)・(イ)により提出してください。原本の送付は不要です。郵送及びFAXによる提出は受け付けません。

(ア) 電子ファイル提出先・お問い合わせ先  
株式会社農協観光 女性の農業活躍推進事務局  
アドレス：[ntour.agriwomen@ntour.co.jp](mailto:ntour.agriwomen@ntour.co.jp)

※応募申請書等の電子メール受信後、3 営業日以内（土日祝を除く）に農協観光から受信確認のメールをお送りします。提出後、返信がない場合は、申請が受信できていない可能性がありますので、お電話にてご確認ください。電話番号：03-6436-8990

(イ) 申請メールの件名

申請のメールには以下の件名を記載いただくようお願いします。

「R 8 年度女性登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消事業応募申請（応募団体名〇〇）」

- ② 天災等その他やむを得ないと認められる事情がある場合を除き、提出期間内に提出先に到達しなかった申請は、無効となります。
- ③ 応募申請書等に虚偽の記載又は不備等がある場合は、審査対象となりません。本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- ④ 応募申請書等の内容について農協観光から問い合わせに速やかに応じない場合や、取組の内容を資料により明確に説明できない場合についても、審査の対象外となる場合がありますので、ご留意願います。
- ⑤ 応募申請書様式の行数が足りない場合は適宜追加していただいて結構ですが、フォーマットは変更しないでください。
- ⑥ 一度提出された応募申請書等の変更は、農協観光から補正をお願いする場合を除き、受け付けません。
- ⑦ 応募申請書は電子媒体で提出してください（応募申請書の様式の電子媒体は、農協観光の本事業専用ホームページからダウンロードできます。）。

## 第7 応募申請書等の審査

### (1) 審査の方法

選定に当たっては、応募団体から提出された応募申請書等の内容について審査を行い、優秀と認められる計画内容を選定し、地域取組主体を決定します。

応募要件及び応募申請書等の内容について確認の必要がある場合は、応募申請書等に記載された連絡先に必要に応じて農協観光が問い合わせをします。

審査内容については、非公開とします。農協観光は、審査において取得した一切の情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、事業期間及び事業期間後についても第三者に漏洩しないこと等、秘密保持を遵守します。

なお、提出された応募申請書等の審査資料は返還しないほか、地域取組主体の決定に関わる審査の経過や審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

### (2) 審査結果の通知等

審査結果を踏まえ、地域取組主体となった応募団体に対してはその旨を、それ以外の応募団体に対しては地域取組主体とならなかった旨を農協観光がそれぞれ通知します。

## 第8 重複申請の留意点

同一の内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）に申請を行っている場合、申請段階（地域取組主体として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査対象から除外、又は地域取組主体の決定が取り消される場合があります。

## 第9 責務等

地域取組主体の決定を受けた者又は団体は、事業の実施に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

### （1）事業進捗の報告・調査への協力

農協観光及び農林水産省は、本事業期間中、必要に応じフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、地域取組主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査を行います。また、事業完了後にもフォローアップを実施する場合があります。

### （2）特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は地域取組主体に属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守することを約していただきます。

- ① 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく農協観光に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために当該特許権等を利用することを特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めた場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を第三者が利用することをその理由を明らかにして求めたときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、当該特許権等を、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農協観光と協議して承諾を得ること。

### （3）事業成果等の報告及び発表

事業成果及び補助金の使用結果については、本事業終了後に、農協観光及び地域取組主体が必要な報告を行わなければなりません。農林水産省は、報告のあった事業成果を地域取組主体の承諾を得て公表できるものとします。

また、本事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めなければなりません。

本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。